

3. イスラムという宗教について (2) イスラムの社会観

(1) イスラムにおける公正観

- ① 神の正義
- ② 統治における公正・不正
- ③ 社会福祉としての公正・不正
- ④ イスラム世界における公共性と市場

(2) イスラムにおける契約観

- ① 契約の外形的特徴
- ② 「中国の契約観」との類似性

(1) イスラムにおける公正観

① 神の正義

- 天にあるもの、地にあるものすべてはアッラーに属す。汝らが心のうちをさらけ出そうとも、包み隠そうとも、アッラーは汝らとその決済をつけ給う。誰を赦し、誰を罰し給うかはすべて御心のまま。アッラーは全能におわします。(『コーラン』2章)
- まこと、アッラーは、正義(アドル)と善行とを命じ、近親に惜しみなく与えることを命じ、全てけがらわしいこと、いとうべきこと、傲慢な言行などを禁じ給う。(『コーラン』16章)

②統治における公正・不正

アドル(公正)・ズルム(不正)

不正の監視とは、権威によって、不正(マザーリム)をなす者を公正に振舞うように導くことであり、畏怖の念を起させて、相争う者たちが相手を非難しあうことを止めさせることである。

(マーワルディー(974-1058)『統治の諸規則』)

慣行としての公正・不正

- これに対して、一般民衆の公正・不正観もまたアドルとズルムの語によって示されたが、それは彼らの日常生活に深く結びつき、彼らがその時点で享受している既得権益を保証するウルフ(慣行)に根ざしていた。つまり、公正とは、彼らの既得権益が守られている状況であり、不正とは、逆に彼らの既得権益が侵害されている状況である。民衆にとっての公正な統治とは、この意味での公正を保ち、不正を矯正する政治を意味した。

③社会福祉としての公正・不正

- **マスラハ(社会福祉)**

人はその本性上社会的なものであって、その幸福(マスラハ)達成のためには社会を形成し助け合わなければならない。社会集団を形成して、たがいの福利を追求し、悪を排除しなければならない。

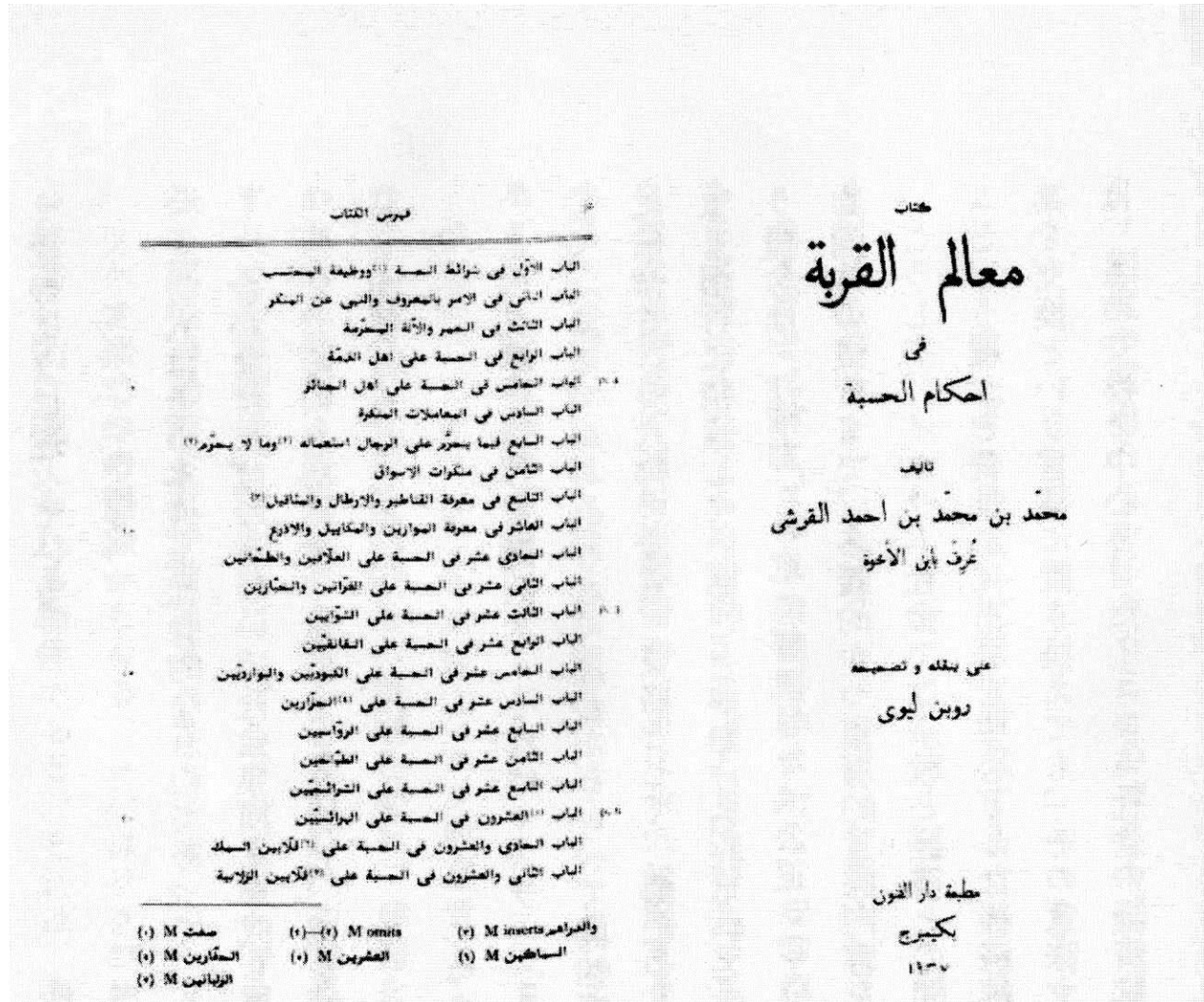
(イブン・タイミーヤ(1263-1328)『イスラムにおけるヒスバ』)

④ イスラム世界における公共性と市場 ムフタシブ(市場監督官)制度

- ムフタシブという語は、ヒスバという言葉からきている。ヒスバとは、広義には、すべてのイスラム教徒に義務として課せられる「善を勧め、悪を禁じること」を意味したが、狭義には、ムフタシブ(市場監視官)の職務を意味した。(cf. イブン・タイミーヤ(1263-1328)『イスラムにおけるヒスバ』)
- ムフタシブは、ウラマーと呼ばれたイスラム法学者のなかから選ばれた。かれらは、世俗権力である国家に対してその統治権を弁護し、支えるという公人の役割を担う一方で、信徒共同体(ウンマ)の理念の体現者として、世俗権力から一線を画し、政府の政策を監視するなかで、住民の利益を守る立場にもあった。
- ムフタシブの主たる任務は、貨幣交換比率や主要農作物である小麦の相場変動を監視し、度量衡の検査、製品の質や価格についての監視、取り引きにおける不正行為に対する監視などによって、秩序ある市場運営を行うことであつた。また、かれらは市場の運営以外にも、風俗の監視など、さまざまな公共秩序を維持する責任を負つた。

ムフタシブの職務内容を定めたヒスバの書

写真は表紙と目次の第1頁。職種ごとに章が立てられ、それぞれに便覧細則が定められている。



奴隷市場の挿絵



(2) イスラムにおける契約観

① 契約の外形的特徴

「経済活動による利益は、付加された労働との関係のみで規定される」とされるイスラムの経済観

- 不労所得としてのリバー(利子)の禁止と将来における不確実な利益に対する懐疑と警戒
- シャリーアにおける、過剰なまでの同時かつ現物での取引へのこだわり
- 精緻でカズイスティックな資本と労働の組み合わせに関する契約規定

⇒ 短期的なイスラムにおける契約観

②「中国の契約観」との類似性

- 英法での契約が第三者権力を介在させることにより「未来そのものを現在化する仕組み」であったのに対して、旧中国法での「契約」は、当事者同士で相談して不確定な「遠く大きな未来」を当事者間だけで処理できる程度の「近くて小さな未来」に細分化して行く手法であった。
- 「ここでは工夫をすればするほどに、事態はどんどんと現に目の前にある財の間の等価交換に近づいてゆく、つまりは 行う契約自体が将来に履行を残す類の契約ではなくなって行くのである。」
(寺田浩明「合意と契約ー中国近世における「契約」を手掛かりに」『イスラーム地域研究叢書』4巻所収)